

農地法第5条許可

—農地等の権利を取得して転用するとき（市街化区域以外）—

毎月原則 20 日〆

添付書類	摘要	提出部数
付近見取図		
公図（写）		
土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る	
印鑑証明書		
住民票謄本、戸籍の附票等	必要な場合のみ	
法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書に限る）、定款（写）、寄付行為（写）のいずれか	法人の場合	
耕作者の同意書	権利設定されている場合	
仮登記、抵当権、地役権等同意書	設定されている場合	
計画書	必要な場合のみ	
利用状況調査、現況写真	必要な場合のみ	
土地利用計画図・用排水計画図・造成断面図等		各2部
建物平面図・配置図等		
巨椋池土地改良区意見書	必要な場合のみ	
水利権者・漁業権者等の同意書	必要な場合のみ	
工事見積書		
資金証明書（残高証明書等）		
建設業許可通知書（写）・宅建業免許証（写）・砂利採取業者登録（写）等		
他法令による許可、認可、関係機関の議決が必要な場合に、これを了している書面（写）	必要な場合のみ	
その他参考となるべき書類		
委任状	代理人が申請する場合	

※京都府許可になりますので、本申請の前に京都府と事前協議をします。計画の大まかな概要が決まり次第、計画内容や図面等の事前提出をお願いします。

※転用面積が 4ha を超える場合、提出書類は各 3 部必要です。

※申請内容によっては不要な書類もありますので、最後までよくお読み下さい。

●付近見取図について

土地の位置及び付近の状況を示す図面で、住宅地図の写しやインターネット上の地図。

●公図について

発行から概ね3ヶ月以内の物。

登記情報提供サービスで取得した物でも可。

●土地の登記事項証明書について

発行から概ね3ヶ月以内の物で、2部提出のうち、1部は写しでの提出可能。

登記情報提供サービスで取得した物でも可。ただし、別紙条件を満たす物に限る。

●印鑑証明書について

印鑑証明書は譲渡人、譲受人の物で、共有者がいれば全員の物が必要。

発行から概ね3ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認しますので、原本を持参して下さい。

●住民票謄本、戸籍の附票等について

登記事項証明書に記載されている住所と、印鑑証明書の住所が異なる場合、いずれかの書類を添付して下さい。同一人物か確認する為、住所が繋がっていることが必要。

発行から概ね3ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認しますので、原本を持参して下さい。

●法人の登記事項証明書について

譲受人が法人の場合に必要。

発行から概ね3ヶ月以内の物で、2部提出のうち、1部は写しでの提出可能。

登記情報提供サービスで取得した物でも可。ただし、別紙条件を満たす物に限る。

●仮登記、抵当権、地役権等同意書について

設定されている場合に必要。

●計画書について

転用目的が駐車場や資材置場の場合に必要。用紙は事務局にあります。

●利用状況調書、現況写真

駐車場や資材置場を現有している場合に必要。調書の用紙は事務局にあります。

●土地利用計画図・用排水計画図について

排水・通風等の被害防除の必要性、被害防除措置等を確認するために必要。

転用目的が駐車場の場合は、区画割りと進入路を記載した物に用排水関係を記載。

転用目的が資材置場の場合は、進入路とどこに何を置くのかを記載した物に用排水関係を記載。

転用目的が建物の場合は、建物配置図に用排水関係を記載。

その他、計画内容によっては必要な図面がありますので、事前にご相談下さい。

●建物平面図・配置図等について

計画内容によっては不要な図面がありますので、事前にご相談下さい。

●巨椋池土地改良区意見書について

農地が巨椋池土地改良区内にある場合に必要。発行は巨椋池土地改良区です。

2部提出のうち、1部は写しでの提出可能。

●水利権者・漁業権者等の同意書について

事業に関連する取水・排水がある場合。

●他法令による許可、認可、関係機関の議決が必要な場合に、これを了している書面について

例) 水路占用許可書等

他法令による許可等の手続き状況が確認できる書類（写）を添付して下さい。

●その他参考となるべき書類について

例) 開発事前協議書の写し等

申請に関して補足資料があれば添付して下さい。

●委任状について

代理人の住所・氏名、申請の要旨、連絡先、委任する者の住所・氏名を明記の上、押印（認印）のこと。

【その他】

●申請書の押印は実印が必要です。

●申請書の日付は提出時に記入して下さい。

●必要に応じて、記載した以外の添付書類を求める場合があります。その為、計画段階での事前の相談をお願いします。

●申請に関する詳細については、宇治市農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

登記情報提供サービスから発行される登記情報の取り扱いについて

【適用条件】

1. 照会番号（10桁）が記載されていること
2. 発行年月日が記載されていること
3. 発行日から100日以内であること

※照会番号の有効期限は発行年月日から100日間です

4. 他の行政機関等で照会番号を利用していないこと

※1つの照会番号につき1度しか照会確認できません